

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第12号 指定金融機関の指定について、議第13号 下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例の制定について、議第14号 下田市地域子育て支援センター条例の制定について、議第15号 下田市景観まちづくり基金条例の制定について、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第1号 下田市林道管理条例の制定について、議第23号 平成22年度下田市一般会計予算、議第24号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第25号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第26号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第27号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第28号 平成22年度下田市老人保健特別会計予算、議第29号 平成22年度下田市介護保険特別会計予算、議第30号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第31号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第32号 平成22年度下田市下水道事業特別会計予算、議第33号 平成22年度下田市水道事業会計予算、以上23件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） おはようございます。

ただいまより産業厚生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第13号 下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例の制定について。
- 2) 議第15号 下田市景観まちづくり基金条例の制定について。
- 3) 発議第1号 下田市林道管理条例の制定について。
- 4) 議第23号 平成22年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 5) 議第25号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。
- 6) 議第27号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（本委員会付託事項）。
- 7) 議第28号 平成22年度下田市老人保健特別会計予算。
- 8) 議第29号 平成22年度下田市介護保険特別会計予算（本委員会付託事項）。
- 9) 議第30号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（本委員会付託事項）。
- 10) 議第31号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計予算。
- 11) 議第32号 平成22年度下田市下水道事業特別会計予算（本委員会付託事項）。
- 12) 議第33号 平成22年度下田市水道事業会計予算（本委員会付託事項）。

2．審査の経過。

3月11日、12日、15日、16日、17日の5日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より渡辺副市長、藤井健康増進課長、河井税務課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、また発議第1号の提出者である沢登英信議員の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、本委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第13号 下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第15号 下田市景観まちづくり基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 発議第1号 下田市林道管理条例の制定について。

決定、閉会中の継続審査。

4) 議第23号 平成22年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第25号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第27号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第28号 平成22年度下田市老人保健特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第29号 平成22年度下田市介護保険特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第30号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第31号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第32号 平成22年度下田市下水道事業特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第33号 平成22年度下田市水道事業会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

続いて、閉会中の継続審査申出書を読み上げます。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第101条の規定により申し出ます。

1. 事件。

発議第1号 下田市林道管理条例の制定について。

2. 理由。

下田市林道管理条例の制定についての議案は、より幅広く関係者の意見を聞き、さらに慎重な審査を行った上で結論を出すことが妥当であると判断したため。

補足説明をいたします。

本委員会は、発議者である沢登議員の議案説明を聞き、また参考意見として、当局より副市長、産業振興課長の出席を求め、聴取し、慎重に審査しました。

林道管理条例については、本来的目的である林道機能の発揮とそれによる林業の振興、自然環境の保全を図るという面があり、これについては国の指導もあり、市も制定の意向を持っております。

一方、市内に15ある林道のうちの1つであるヒノキ沢林道は、産業廃棄物の運搬等としても使用されてきており、林道条例は公害の抑制という面からもその必要性、有効性が検討されます。

係る内容を有した林道管理条例を今制定するためには、発議第1号の条例案は、その条文の整合性に幾つかの問題点がみられるし、また産廃問題の観点からは、県の動向、地元住民の意向など、関係者の意見をさらに調査検討する必要がある。

以上のような観点から、もう少し時間をかけ、慎重に審査をする必要があるという結論に達しました。

以上であります。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 発議第1号の継続審査についてまずお尋ねをしたいと思います。

国の指導もあり、公害除去あるいは自然環境保全のために、林道管理条例をつくる必要があると、こういう結論を出されたことについては、一定の評価を、敬意を表したいと思うわけでありませう。

しかし、条文の整合性に問題があると、こういう指摘がされていますので、条文の整合性とは何だと、どこに問題があったのか、1点明らかにしていただきたい。

なお、関係者の調査検討が必要だと、関係者とはどういう方々を指して、どういう今後審査をされようとしているのか。当然弁護士や地元の方々のご意見も聞く、あるいは土地所有者の林業を施業されているの方々のご意見も聞くということであろうと思いますが、どういう範囲でどういう方向でいつお聞きになるのか、そういう点についてお尋ねをしたいと思います。

当然6月の次の議会までに結論を出される、こういう想定で進められると思うわけですが、それらの日程はどのように考えられているのか、そういう点についてお尋ねをしたいと思います。

また、副市長を呼ばれて当局の見解をお聞きになる、こういうことをされたようですが、助役の見解はどうであったのか、委員会としての検討の内容をお尋ねをしたいと思います。失礼しました副市長の見解をね。その中で私の聞いたところだと、実効性がない、あるいはヒノキ沢林道だけ別の条例をつくりたいというような発言もあったかと思いますが、まさに条例の趣旨を全く理解をしていない発言であると言わざるを得ないと思いますが、これらの見解についてどうか。

そして、20自治体近いところで具体的な裁判例があるわけです。そしてそれらの実効性がないということではなくて、各自治体が林道沿いにこの産業廃棄物等々の林道の本来の目的と違う業が行われているとき、自治体として今一番有効な方法は林道管理条例しかない、こういうぐあいに言われているわけでありませう。

しかし、当局は林道管理以外でも規制をかける手段があるかのように言っているわけですが、どういう手段が具体的にあるのか、委員会として検討されたのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

ただいま沢登議員がただされました点、すべてにおいて審議が十分できなかったというのが委員会の現状です。整合性につきましては、第11条を利用できないとか、第8条林道沿線、

第10条林道の区域内、第12条、13条公開による聴聞等々、いろいろなその内容についてまだ十分に詰められていないのではないのかというところが指摘されました。

関係者はどういうものなのかということ自体も、これから委員会のほうでどのような人を関係者として聴取するのか、お聞きするのかということもこれから決めなければいけないことだと思っております。

日程についても、ですから閉会中の審査ということでもありますので、日程中、早急にその日程もつくっていききたいなというふうに思っております。

副市長の見解ですが、副市長としては林道管理条例自体は市としてもつくりたいという意向はある、しかしながら下田市の林道の中においては、ヒノキ沢という特殊性というか、15の林道の中にもそういうのがあるもので、それらを全体を包括した林道管理条例がどのようにしてつくれるかということに関していろいろと今、協議、検討しているというふうなことを副市長のほうからお聞きしております。

裁判例等々についても委員会でこの例について調べるというふうなことまでできませんでした。これらも含めて今後閉会中の審査の中で明らかにしていければなというふうに思っております。

林道管理条例以外の規制案ということですが、そこら辺も産廃問題は産廃問題として特別にやるのか、公害は公害問題としてやるのか、林道は林道だけのことにどこまで限定されるのかいろいろな面がまだ委員会の中でも見解がいろいろ統一されておられません。これからそのようなことも含めていろいろ議論していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 不十分であるので詰めていきたいということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

提案するに当たりまして、4つの自治体の条例を参考にしたということを明らかにしておりますので、少なくともそういうところの条例は取り寄せていただいて、きっちり参考にして、審議をお願いをしたいと思います。

それから、これは林道の管理条例でありますので、もちろんその中で林業を破壊している実態は産廃の業者があったわけですので、それへの規制は当然のことと思いますが、この林道の管理条例だけではなくて、いろいろな形で市民が大変困っている、あるいはまた環境が破壊されると、こういう事態が予測されるわけですので、いろいろな点、県の協力や含めて

この検討をいただきたい。当然議員の責任として林道の管理条例もつくっていただく、しかしこれをつくればすべてクリアだということではありませんので、環境保護条例もあるでしょうし、いろいろなものを利用して対応していくということが必要であると私は考えますが、いかがだろうか。

それから、11条、8条、13条等につきましては、全くそういう意味では整合性が整われている、例えば13条の副市長の指摘について言えば、下田クリーンセンターのこの土地利用の許可は出しているながら、住民が全く知らないという中でやられているわけです。許可を出すものについては公聴会は要らないじゃないか、不許可するものだけ公聴会に開けると、こういうような姿勢では民主的な運営はできない、こう思うわけです。ですから許可するものも許可しないものも申請が出てきた場合には一定要件のものはちゃんと住民に意見を聞くと、土地所有者の意見を聴取する、こういう姿勢は必要だろうと思います。

11条も8条もこの林道管理条例の根本のところの規定の一つでありますので、これらが整合性がないというような理由は私としては一つもないと、こう考えますので、具体的な整合性の問題で指摘があるのなら条文の例を言うだけではなく、こういうことがあったよ、ということをお聞かせいただきたい。そういうものがないならさらに慎重な審議を進めていただきたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） ですから沢登議員の指摘された点も含めて、これから委員会として慎重に審査していく、議論していくというふうなことであります。

議長（増田 清君） 1番。3回目です。

1番（沢登英信君） 私の指摘した方向で進めてくださるという答弁でございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。ぜひともこの条例が6月までに議会を通るように努力をしていただくと、こういうことになるかと思います。否決するために調査するんだというような継続ではないと、こういうご確認をいただいたということによろしいですね。

続きまして、議第31号の下田市集落排水事業特別会計についてお尋ねをしたいと思います。

この会計は、ご案内のように当時の川のあるいは海的环境を大変有効に働いていると思うわけであります。田牛区民が100%加入をしていると。しかし1,500万円からの事業費がかかると、約345万円ですか、350万円近くの使用料を区民が払っているわけですが、下水道の料金と比べて低いので、当局は値上げをしていくんだと、こういう大変限界集落とっては語弊があるかもしれませんが、お年寄りが多い部落でなかなか人口が増えない、

さらに特定のその人たちに料金を上げていくと、こういうことで解決するというのではなくて、やはり経費を削減をしていくと、特に施設をつくった起債が大きく影響している、この借金が影響している事業だと言えらると思うわけです。運営費の削減とともに、この起債の元利償還の仕組みを工夫をしていくと、こういうことが必要かと思うわけでありましたが、何ら問題がないというような形で議論がされたようでありましたが、この点はどのように審議がされたのか、お考えなのかお尋ねをしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 林道については、沢登議員の条例の案文では、ちょっといろいろ問題があるというふうな委員会としてのそのような意見が多々ありまして、この議会においてはとても成立が難しいという、それが委員会の委員たちの意見です。どのようにするのかについてをこれから委員会として慎重に審査してまいります。

集落排水の問題に関しましては、当局のほうから、もう収入の増というのはほぼ100%の田牛区の人たちが加入している現状の中で、こういうような収入というのは見込まれない、ところが支出に関しましては、耐用年数がきており、修理費が毎年どんどんかさむような状態であるという中でどうするのか、将来的にはまた料金値上げ等々も考えざるを得ないのではないかというふうな指摘がありました。若干、料金、市の下水道との比較等々の中から将来的な方向としては、そっちのほうにいく、料金値上げ等々のことも考えざるを得ないのではないのかというふうな当局の意見はありました。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 沢登議員の質問につきまして、審査がすべて不十分であったと、このようなお回答であったと思います。委員会日程では18日が予備日になっておりました。総務文教委員会は結審のため18日に委員会を開いたわけでありましたが、審査が不十分であれば予備日の1日に審査を行う、このことがやっぱり本来必要ではないか。委員会において十分審査を行ったけれどもなお審査が足りない、こういうことで継続審査にするなら納得できます。予備日1日に何も審査をしないまま審査不十分でやるというのは、いささか問題があるのではないか。特に最低限スケジュール、今後どのような審査を行っていくのか、その程度のことは決めてから継続審査を本会議に出すべきではないのか、かように考えるわけですがけれども。いかがでしょう。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 補足説明の中でも申し述べましたが、県の動向、産業廃棄物の許可についての県の動向、あるいは地元民の林道条例に関する意向等々も聞く必要があるよというふうな意見があったりして、それはとても18日1日でできるものではありません。ですから18日に開いたとしても、それ以上の審議を深めるようなことはできないというような判断がありました。

それでどのように今後の日程をつくるか決めろというようなことですが、これはそれも含めて継続審議の中で十分やっていきたいというふうなのが委員会の意向です。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 関係者の意見を聴取する、あるいは県の動向を見る、これらは18日1日では当然できないと思いますから、その点では継続審査はもっともだと。しかしそうではなくて、委員会の日程上1日使える日があるわけですよ。その使える日に条文の整合性がないという考えだけれども、では具体的にどこがないかと言ったら審査がまだ足りないと、そういうのは1日あいているわけだから、そこでやっぱり審査を行う、それからやっぱり日程はすべて決まらないにしてもある程度のめどを、6月までやるのかと、あるいは9月だと、やはり1年ぐらいかけなきゃこれはとても出ないよと、つまり継続審査にするのであれば、あき日をつくるというのはおかしいんじゃないかと。つまり最初にもうこれは継続審査だという結論があって委員会は開かなかったのか、こういう疑義が出てくるわけです。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 一応、閉会中の継続審査ということですので、原則として次の定例会までに何とか結論を出したいというふうな意向です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、田坂富代君の報告を求めます。

7番。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第12号 指定金融機関の指定について。
- 2) 議第14号 下田市子育て支援センター条例の制定について。
- 3) 議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第17号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第20号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 8) 議第21号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 9) 議第22号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 10) 議第23号 平成22年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 11) 議第24号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計予算。
- 12) 議第26号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計予算。
- 13) 議第27号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。
- 14) 議第29号 平成22年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。
- 15) 議第30号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。
- 16) 議第32号 平成22年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。
- 17) 議第33号 平成22年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

2．審査の経過。

3月11日、12日、15日、16日、18日の5日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、山崎会計管理者兼出納室長、糸賀企画財政課長、鈴木総務課長、河井税務課長、原市民課長、清水福祉事務所長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長、内田監査委員事務局長、土屋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第12号 指定金融機関の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第14号 下田市地域子育て支援センター条例の制定について。

決定、修正可決。

理由、使用者の実態に合った拡充を図るため。

3) 議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第17号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第20号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第21号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第22号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第23号 平成22年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第24号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第26号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第27号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第29号 平成22年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第30号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第32号 平成22年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

17) 議第33号 平成22年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

8番。

8番(土屋 忍君) 地域子育て支援センター条例の修正案についてはいいんですかこれ。

修正内容の説明というのは特別やらないで、そのまま質疑をしていいということですか。

説明資料をちょっと見させてもらったんですけども、地域子育て支援センター条例に対する修正案というところでちょっとわからないところがあるので、委員会審議の内容をちょっと教えていただきたいということで出させてもらいましたが、修正の部分の「活動を行う団体」というところを「活動を行う者または団体」というふうに修正されているようですが、この「者」、ここに入った「者」というのは、どういうのを指しているのか、個人なのかどうなのかということもちょっと教えていただきたいということと、第8条の規定する団体等が休館日にと、休館日を入れた理由というんですか、規則の8条のほうに、休みの休館日には団体が使用するものというような施行規則にあるわけですが、この条例の本文の8条のほうに休館日というふうにわざわざ入れたのは、どういう理由があつたのかなと、その2点がちょっとあれだったものですから。

第5条第1項のほうの市内に居住するというのを、わざわざ市内だけをあれすることはしないというのは私も現実的には市外の例えば南伊豆と河津の人がわざわざそこにというのはなかなか考えにくいというふうに思いますので、わざわざ市内のみという規定をするという必要はないなとは思っていますけれども、今質問したこの2点だけちょっと教えてもらいたいなと思います。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） お答えいたします。

この議第14号 下田市地域子育て支援センター条例の制定については、今8番議員が言われましたように、5条の部分が一番論点になったところでございます。市内に居住する就学前の親子としているわけですが、これが他町の利用者にも広く門戸を広げるべきなので削除すべきであるという意見と、それから現在子育て支援グループの中には、下田市出身の市外の利用者、こういうこともあるわけございまして、これを断るとするのも非常に酷であるという意見も出されました。

審査の中で、団体というところも問題になりまして、当局のほうの説明ですと規約がある、あるいは会費も徴収しているですとか、実績があるものというそういう説明でございましたので、実は子育て支援センターは一体どういうものかということをお考えますと、小さい保育園に入る前の小さな子供を持ったお母さんたちが集い、そこでグループ化をしていく、それぞれ仲よしグループをつくって、子育ての悩みなんかを相談しながらという、それが一定の支援センターの目標になっているわけでございます。

その中で、新たにできたその子育て支援の、支援とは言わなくても子育てのそのグループ、

お母さんたちの仲よしグループが、じゃここを使おうと思ったときに使えないのではないかな。もちろん初めてできるグループなので、お母さんのグループというのができたり、また解散したりということはございますけれども、中で一定の責任を負える者がいれば、そういう人たちにも貸し出すべきではないかと、そういう意見でございました。

休館日をなぜここに入れたかということでございますけれども、規則のほうで明記されているということですが、やはり条例に合わせた形で規則はつくっていくものでございますので、まだ規則自体が案でありまして、はっきりできているわけでもありませんし、その実態に合わせた規則をこれからこの5条の改正に合わせてつくっていくということでございましたし、休館日に利用をできるということをはっきりと明記したほうがよりわかりやすいのではないかという議論でございました。

以上です。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） 大体わかりました。

そうすると、私が初め本会議で聞いた説明ですと、団体の使用というのは休館日であると、月曜日を除く休館日ですよというような説明を聞いたわけですが、そういう小さいグループも使えますよと、仲よしグループも使えますよ、その団体も使えますよと言った場合に、団体というのはテーマをもって、やっぱり休館日に利用させてもらって、例えばそこに限定はできないにしても、だれか指導者みたいな人がいて、そういうグループの人たちの小さいお子さん、また保護者が来て、何か一つのテーマの中で遊びをとか子育てのことに勉強させるというのが、僕が頭の中にあるのは大きな一つのそういう団体が使うのかなというふうに思っていたわけなんですけれども、そこに一緒に、休館日に小さいグループ、2人か3人なのか、そういう人たちが一緒にごちゃまぜにやることが、休館日というのは要するにここの責任者もいない、使うグループの人が安全面だとかにすべて責任を負わなきゃならないという中で、このごちゃまぜに使うことが果たしていいのかなというふうに思ったのですけれども、僕の考えとしては、そういうグループが団体があるかどうか、僕の頭にぱっと浮かんだのは懇話会の人たちとかそういうふうにしかちょっと浮かばなかったんですけれども、そういう人たちと個人みたいなちょっとしたグループと一緒にごちゃまぜにやって、安全面で果たして大丈夫なのかなというちょっと心配があるんですけれども、そういうようなあれはありましたか、話し合いが。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） この貸し出すのに当たっては、まず許可を受けなくてはなりません。その団体としての許可を受けるので、この者という小さなグループになりましょうか、その人たちもきちんと一定の責任を負える者ということで、許可を受けてそして申請をすると、貸していただける申請をするという形ですので、必ず許可を受けなくてはならないということがあります。

ですから、当然先にその施設にしては申し込みがあったところが使うということになるのかと思いますので、ごちゃまぜになるということはないと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず、議第12号 指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第12号 指定金融機関の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第13号 下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市歴史的建造物保存条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第14号 下田市地域子育て支援センター条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する委員長の報告は修正可決であります。

原案に対する賛成意見の発言を許します。

賛成議員。

次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 子育て支援センターの建設が約3,500万円かけて建設されると、4月新年度から事業が行われるという大変喜ばしい時期を迎えていると思うわけではありますが、当局が出されました条例案につきましては、やはり下田市内に居住すると、このような規定がございました。

しかし、実態は市の職員の勤務状況を見ましても、南伊豆の方、あるいは河津の方も勤務をされている、近在の方は勤務をされている、高校の同級生でお子さんを持ったと、お互いに情報交換をしたい、こういうときに下田市内居住者というような規定がございますと差別がされてしまう、オミットされてしまうということになりますので、広く提供をすると。実際利用される方は少ないかもしれませんが、それらの者が明確に使用できるという規定が必要であると。それから、このセンターの性格からいいますと、グループづくりを進めていく、お母さん同士の情報交換をより一層強めていくということが必要ですので、個人あるいは個人を中心としたグループを利用を土日に認めると、こういうことはぜひとも必要かと思うわけであります。

当局の原案よりも市民の立場に立った、お母さん方の子育ての立場に立った修正案であるということを強調して、提案にかえさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第14号 下田市地域子育て支援センター条例の制定については、修正議決した部分を除くその他の部分は原案どおり可決することに決定いたしました。

次は、議第15号 下田市景観まちづくり基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第15号 下田市景観まちづくり基金条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第17号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次は、議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第18号は下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例という制定についてであります。その内容は8時半から5時15分までの今日の職員の時間、8時間、週40時間制を1日15分の時間短縮をする、こういう内容の提案でありま

すが、その実態は週40時間勤務と何ら変わらない。8時半から5時15分まで職員は拘束されていると、こういう実態でありますので、まさに週40時間を38時間45分にするんだと、数字上のマジックをかけているような条例でありまして、15分の時間短縮を、1日15分の時間短縮を実現するものでないことはだれの目にも明らかであろうと思います。このようなごまかしの条例はきっちりチェックをしていかなきゃならんと、反対をしていかなければならないと思うわけであります。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 反対者の発言は全く誤解と偏見に基づくものであります。勤務時間と拘束時間の区別がついていないと言うしかありません。勤務時間は週38時間45分になっておりまして、時間外の計算、これらを行う単価もすべて40ではなく38時間45分になる、したがってまして条例はその趣旨どおりの意味であるので、これに賛成します。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第18号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第20号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第21号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第22号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、発議第1号 下田市林道管理条例の制定については、委員長の報告は下田市議会会議規則第101条の規定により、閉会中の継続審査の申し出であります。

お諮りいたします。

発議第1号議案は委員長の報告どおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 下田市林道管理条例の制定については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第23号 平成22年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 平成22年度の一般会計予算につきまして、反対の討論をさせていただきたいと思います。

歳入を見ますと都市計画税であります。ご案内のように都市計画税は目的税であります。昭和46年以降、朝日地区あるいは白浜地区に課税がされてきております。1年に約700万円余の課税をしていると思うわけでありますが、この40年近くで3億円近くの課税をこの地区にしている。しかし、都市計画上の計画は、一切この地域にはないという事態になっているわけであります。当然この地域を課税地区から外すか、あるいはきっちりした計画を、環境整備の計画をこの地区に立てるということが、この目的税の趣旨からいって当然のことです。

本会議でも指摘をしてまいりましたが、この点が本予算におきましても全く考慮が歳入におきましてされていないという実態になっていようかと思えます。

次に、歳出の面を見ましても、市民生活に直結した環境整備及び防災対策事業の推進を重点項目の1つにうたっております。市民の多くの身近な要求、例えば街灯の設置等につきましても、新規は認めないんだと、こういう方針を出されて予算化していないわけであります。全く市民の身近な生活の要望にこたえようとしていない予算であると言わざるを得ないと思えます。

そして皆さん、東海地震が近くくるだろう、こう言われているわけでありますが、この防災対策、公共施設の耐震補強、あるいは市内の木造の対策につきましても何ら進んでいない、こういう状態であります。新たな方針をこの新年度で掲げているわけでもないと思うわけあります。

また、命を守る救急医療の体制、中核病院の体制につきましても、何ら昨年の予算と変わっていない。救急夜間のセンターをつくるという方針を出したらどうかと、方向を目指したらどうかと、こういう答申を、あるいは賀茂医師会の提案をいただいているにもかかわらず、今予算につきましてもそういうことには全く触れていない。命を守る医療体制、救急体制の前進が少しも図られていないと言わなければならないと思えます。

また、下田市を取り巻いております地域産業の経済の状態も大変な事態になっていようかと思えます。旅館業の不渡り事件で倒産をするというような事態が起き、次の引き継ぎ手があればまだしも、廃屋にされている、こういう現状があるわけであります。景観条例をつくりましても、そこに全く心がなく、下田市の現状がどうなっているかの分析が全くされていないと、こう思うわけであります。

旅館や廃屋はどれほど景観を阻害しているか、そしてまたこの町の活性化に悪影響を与えているか、だれの目にも明らかであろうかと思えますけれども、所有者と交渉をする、それらのプロジェクトをつくった対策をしていくという要望を出しても何ら取り組まれていない、こういう現状ではないかと思えます。

観光地として、新たな商品開発をしていこうと、こういう意気込みがこの予算のどこに感じられるのでしょうか。

全く従来からの引き継いだもののみであって、今日のこの大変な状況に市民の暮らしを守るために、産業を守るために新たな施策を展開をしようという意気込みが、この予算の中には何ら見つけることができないと、こう思うわけであります。

さらに、せっかく好意から3,000万円もの寄附金をくださいました大久保婦久子さんの実のお姉さんであります神谷ち恵さんの遺言人を通じましたこの寄附金も、全く宙に浮いている、有効に使えない、支出ができないという事態を放置しているままであると思えます。

債務の負担行為、債務が確定しないものは支出ができないということは会計原則上明らかであります。にもかかわらず、この行為をどう生かすのかの内容さえも放置して、一方的に聖マリアンナ大学の医師招聘のために、この事実は消し去られているにもかかわらず措置をしようとしていない、こういう実態になっているわけであります。

本来予算であればまずい点を修正をして提案をするというのが筋ではありますが、この当局自身が掲げております施政方針と照らしましても、これを具体的に裏づけていく予算になっていない、こういう点で修正ではなくつくり変えていただく、こういう姿勢に立たざるを得ないと思うわけであります。

また、下田市内の林道管理条例に付随しまして、市内の森林や山林、あるいは農業の耕作放棄された地域をどう解決していくのか、あるいは鳥獣対策をどう進めていくのか、おざなりの予算しかつけられていない、こういう実態ではないかと思えます。

こういう点から本予算につきましては、反対をせざるを得ないと考えるものであります。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

ありませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第23号 平成22年度下田市一般会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第24号 平成22年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第25号 平成22年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第26号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第27号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第28号 平成22年度下田市老人保健特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第28号 平成22年度下田市老人保健特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第29号 平成22年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第29号 平成22年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第30号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第30号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第31号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第31号 平成22年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第32号 平成22年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第32号 平成22年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第33号 平成22年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第33号 平成22年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

発議第2号～発議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により発議第2号 漁港・漁場・漁村の整備促進を求める意見書の提出について、発議第3号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書の提出について、発議第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について、発議第5号 観光立国の推進を求める意見書の提出について、発議第6号 地球温暖化対策基本法の制定を求める意見書の提出について、以上5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書5件につきまして、順次説明させていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては一括して最後にご報告させていただきます。

発議第2号 漁港・漁場・漁村の整備促進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、漁港・漁場・漁村の整備促進を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、農林水産大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官に提出するものとする。

平成22年3月19日提出。

提案理由。

漁港・漁場・漁村の整備促進を求めるため。

漁港・漁場・漁村の整備促進を求める意見書。

水産業・漁村をめぐるのは、水産資源が低水準にあること、就業者が高齢化していること、水産物価格の低迷、燃油価格の高騰など困難な課題に直面しています。

水産物の安全性・品質に対し消費者の関心も高まっており、老朽化した漁港施設の改善や産地の販売力強化、流通の効率化・高度化など水産業振興のための課題は山積しています。

しかしながら、平成22年度予算では漁港整備関連予算が大幅に削減されました。漁港・漁

場・漁村整備を進める農山漁村地域整備交付金が新たに創設されましたが、全体的な枠組みは依然として不透明で、地域の漁港・漁場の安全と活力が失われかねない現状です。

よって、国会及び政府におかれては水産業が直面する課題に的確に対処し、地域の創意工夫が活かされる真に必要な漁港・漁場・漁村の整備を着実に推進し、安心・安全な水産物を求める消費者のニーズにこたえる政策を打ち出すよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月19日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第3号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣に提出するものとする。

平成22年3月19日提出。

提案理由。

子ども読書活動を推進するための予算確保を求めるため。

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書。

本年2010年は「国民読書年」です。「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年に当たる年、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、2008年6月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定されました。

にもかかわらず、2010年度政府予算案では、「子ども読書応援プロジェクト」事業（2009年度予算額1億5,506万円）を廃止。そのかわりに、子供読書の普及啓発予算として4,900万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅削減されてしまいました。

また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされています。

このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変に残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでおります。

昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が2007年度

に小学生に貸し出した本は登録者1人当たり35.9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時の(16.5冊)に比べて2.2倍に伸びました。この結果は「子ども読書活動推進法」の制定(2001年)を機に、学校での「朝の読書」や、家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたこと、また国が積極的に読書活動推進の事業を行ってきたことのあらわれといっても過言ではありません。

読書活動推進の取り組み効果があらわれているにもかかわらず、まさに「国民読書年」の本年に予算を削減するというのは、2008年の国会決議にもとるものです。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や創造力などを高め、豊かな心をはぐくむとともに、さまざまな知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動であります。「政官民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を守り育てていくため、政府は子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、所得税法第56条の廃止を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、総務大臣に提出するものとする。

平成22年3月19日提出。

提案理由。

所得税法第56条の廃止を求めるため。

所得税法第56条の廃止を求める意見書。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小業者を支えている家族従業員の「働き分」(自家労賃)は所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、その他の家族の場合は50万円で、家族従業員はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝えないことが後継者不足に拍車をかけている。

税法上では青色申告すれば、専従者給料を経費とすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としている中、大きな見直しを求める声も出ている。

よって、国においては税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第5号 観光立国の推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、観光立国の推進を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に提出するものとする。

平成22年3月19日提出。

提案理由。

観光立国の推進を求めるため。

観光立国の推進を求める意見書。

観光は旅行業、宿泊業、輸送業、飲食業、土産品業などに関連するすそ野の広い産業です。観光産業は我が国の経済、人々の雇用、地域の活性化に資するものであり、新時代の成長産業として期待されます。

とりわけ訪日外国人旅行者の増加は、国際的な友好親善の促進に加え、国内における旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった大きな経済効果が期待できます。

よって本議会は政府に対し、需要の平準化を通じた旅行コストの低減や観光産業の生産性の向上・雇用の安定化等さまざまな効果をもたらす休暇の分散化、訪日観光査証の問題を含む外国人観光客誘致に係る問題の解決、ニューツーリズム・医療観光・産業観光等多様な観光メニューにおける総合的な振興策などについて、関係府省で連携して検討を進め、所要の措置を講じ、観光立国の推進に一体的・総合的に取り組むよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第 6 号 地球温暖化対策基本法の制定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地球温暖化対策基本法の制定を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣に提出するものとする。

平成22年 3月19日提出。

提案理由。

地球温暖化対策基本法の制定を求めるため。

地球温暖化対策基本法の制定を求める意見書。

政府は、未来の子供たちに美しい地球環境を引き継ぐために、温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減する目標を掲げました。

この目標を達成するためには、あらゆる政策を総動員していかなければなりません。そのために目標達成のための各政策の根幹となる基本法が必要です。

よって、本議会は政府に対し、地球温暖化対策の基本原則、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、温室効果ガス排出削減に関する中長期目標、政策の基本的な方向性が明記された「地球温暖化対策基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 3月19日。

静岡県下田市議会。

以上、5件、提出者、下田市議会議員 藤井六一。以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく田坂富代、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 発議第 2 号から発議第 6 号について提出者の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第 2 号 漁港・漁場・漁村の整備促進を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、発議第 3 号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書の提出につ

いてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、発議第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、発議第5号 観光立国の推進を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、発議第6号 地球温暖化対策基本法の制定を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

発議第2号から発議第6号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第2号 漁港・漁場・漁村の整備促進を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第2号 漁港・漁場・漁村の整備促進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第3号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第3号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第5号 観光立国の推進を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第5号 観光立国の推進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第6号 地球温暖化対策基本法の制定を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第6号 地球温暖化対策基本法の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（増田 清君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（石井直樹君） 議員の皆様方におかれましては、新年度の予算等大変ご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

今後とも適切な予算執行に鋭意努めてまいります。

ここで、職員の人事異動の関係と退職者の報告につきまして、ご説明申し上げたいというふうに思います。

まず、異動内示につきましては、3月23日の火曜日を予定しております。規模的には課長

級1名を含む総勢60名の異動でございますが、この中には、社会福祉法人伊豆つくし会に派遣していた職員1名が復帰をいたします。新たに共立湊病院組合に職員1名を派遣することを含んだ内容となっております。

また、3月31日付の退職者は、課長が1名、課長補佐2名、係長1名、保育所園長1名、調理主任2名、主任養護員1名の8名でございますが、年度途中の退職者1名を含めると年度末における退職者は合計9名となるものでございます。

なお、4月1日付の新規採用職員につきましては、6名を予定しているところでございます。

退職者の中には、藤井恵司健康増進課長がおります。藤井健康増進課長につきましては、38年間市職員として在職いたしました。その間、議員の皆様方にご指導とご鞭撻を賜りましてまことにありがとうございました。重ねて厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

本人からごあいさつをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 次に、この3月31日をもって退職されます健康増進課長藤井恵司君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康増進課長（藤井恵司君） ご紹介いただきました、藤井恵司でございます。貴重なお時間を割いていただきまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今、市長から紹介されたとおり、38年間でございますけれども、課長職としてはこの議場でお世話になったのは6年間、観光課長で4年間、健康増進課長で2年間の6年間でございます。いろいろなことが今、頭の中でめぐっておりますけれども、海水浴場の問題とか新型コロナウイルスの問題とかいろいろなことがございましたけれども、皆様のお助けをおかりしまして、何とか今日あいさつすることができました。本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

議長（増田 清君） ただいまのごあいさつありがとうございました。

退職されます藤井健康増進課長におかれましては、永年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意をされまして、ご活躍くださることをお願い申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。（拍手）

これをもって平成22年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前 11時56分 閉会